

令和8年度以降の常勤性確認書類について

健康保険証廃止に伴い、営業所技術者・常勤役員等（経営業務管理責任者）の常勤性確認書類は令和8年度より以下の通りとします。（屋号・商号と氏名の両方の記載があることを確認してご提出ください。）

なお、マイナ保険証や資格確認書には事業所名が記載されないため、常勤性確認書類として利用することはできません。また、従前は営業所技術者・経営業務管理責任者について健康保険・雇用保険の両方の書類を求めていましたが、今後は下記のいずれか1つとなります。

【個人事業】

直近決算の確定申告書の写し（第一表、第二表、受信通知（メール詳細））

（注）「給与」欄に金額の記載がないことを前提としており、記載がある場合は別途追加資料を求める場合があります

【法人】下記のいずれか

- ・健康保険・厚生年金保険被保険者に関する標準報酬決定通知書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- ・（新規に認定する者に限り）社会保険の資格取得届（受付印のあるもの）又はその通知の写し
- ・（70歳以上の場合）厚生年金保険 70歳以上被用者該当届（受付印のあるもの）又はその通知の写し
- ・住民税特別徴収税額通知書（徴収義務者用）の写し
- ・（新規に認定する者に限り）特別徴収切替届出（受付印のあるもの）の写し
- ・年金事務所発行の被保険者記録照会回答票

※必要に応じ、他の資料でも認められる場合があります。詳しくはお問い合わせください。